

令和8年度「下松市民憲章実践者表彰」募集要項

下松市民憲章は、下松市をより住みよいまちにするため、昭和44年に制定されました。下松市民憲章推進協議会では、市民憲章実践5項目について積極的に活動・実践している個人又は団体を表彰規程に基づき、市民憲章実践者として表彰します。

1 応募方法

推薦者が指定様式「市民憲章実践者被表彰候補者推薦書」を下松市民憲章推進協議会に提出する方法による。

2 推薦基準

下松市内で市民憲章実践5項目のいずれかについて積極的に活動・実践している個人又は団体。ただし、活動・実践の内容は、以下の条件を満たすものとする。

- ① 法令の規定に抵触しないこと
- ② 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのないもの
- ③ 特定の政党、宗教等の行為や思想に偏らないもの
- ④ 営利を目的としないこと

【市民憲章実践の主な例】

交通安全の推進、環境美化活動、緑化・植栽事業、自然体験のできる環境の整備、スポーツを通した交流会、スポーツ教室の開催、親子教室の開催、青少年の指導育成、小学生及び中学生向けの職場体験、技芸を通じた物品の寄付等

3 表彰件数

表彰の件数は8件までとする。

4 選考方法

選考は表彰要領に基づき、下松市民憲章推進協議会常任委員会で厳正に審査し決定する（選考のために必要がある場合は、必要書類を追加で提出していただく場合があります）。

5 応募締切

令和8年2月16日（月）必着

6 応募から表彰まで

- ① 応募締切までに推薦書（指定様式）を提出
- ② 常任委員会で選考し、表彰者を決定
- ③ 表彰者決定後、推薦書に記載の推薦者及び被表彰者の住所に選考結果を通知
- ④ 令和8年度の委員総会で表彰

※市民憲章実践者として表彰された市民憲章推進協議会に未加盟の団体については、翌年度以降、協議会に加盟していただきますようご協力お願いいたします。

7 問合せ・応募先

〒744-8585

下松市大手町3丁目3-3

下松市民憲章推進協議会事務局（下松市教育委員会生涯学習振興課内）

Tel 0833-450-1870 / Fax 0833-45-1865

E-mail gakushuu@city.kudamatsu.lg.jp